

～ ペットフード安全法が施行されました ～

- ペットフードの安全を確保するため、ペットフード安全法（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律）が平成21年6月1日に施行されました。
- ペットフードを輸入又は製造を行っている事業者におかれましては、個人、法人を問わず、平成21年7月1日までに事業者としての届出を行っていただくようお願いします。
- この法律の概要は、本リーフレットでも紹介しておりますが、詳細については、下記ホームページのアドレスに法律やマニュアル等を掲載しております。ご不明な点がございましたら、裏面に記載してある最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。
 - ◇ 農林水産省 (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>)
 - ◇ 環境省 (<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/petfood.html>)
 - ◇ (独)農林水産消費安全技術センター (<http://www.famic.go.jp/ffis/pet/index.html>)

ペットフード安全法の概要

1 対象となるペットフード

総合栄養食、一般食のほか、おやつやスナック、ガム、サプリメント、ミネラルウォーターなど犬・猫が食べるもので動物用医薬品等以外のものが対象となります。（動物用医薬品等は、薬事法によって規制されますので、本法の対象外です）

2 安全に関する基準・規格の設定

- (1) ペットフードの安全を確保するため、安全性に関する基準・規格が定められ、これに合致しないペットフードの製造・輸入・販売は禁止されます。
- (2) ペットフードの名称、原材料名、賞味期限、事業者名、原産国名は、日本語で表示することが平成22年12月から義務づけられます。
- (3) 輸入、製造されるペットフードが基準・規格に適合していることなどを確認するため、輸入業者、製造業者、販売業者等に対して立入検査を行います。

3 届出と帳簿の備付けの義務付け

ペットフードを輸入、製造する業者におかれましては、法人、個人を問わず、届出と帳簿の備付けが義務づけられますので、ご注意ください。

なお、詳細については、上記ホームページに掲載している事業者向けのマニュアルをご覧ください。

(1) 事業者としての届出

- ◇ 輸入又は製造を行っている事業者におかれましては、平成21年7月1日までに届出を行っていただきますようお願いします。（詳細については、上記ホームページに掲載しております。また、様式はホームページからダウンロードできます。）
- ◇ 届出は、主たる事務所（本社）が所在する都道府県の農林水産省地方農政局等（裏面参照）に行ってください。

(2) 帳簿の備付け

- ◇ ペットフードの輸入、製造又は卸売を行う事業者は、製造、輸入及び販売したペットフードの名称、数量などを帳簿に記載、あるいはコンピュータで記録し、保存しておくことが義務づけられます。

地方農政局・農政事務所等の一覧

平成21年6月現在

都道府県	名称	所在地	電話	FAX
北海道	北海道農政事務所	札幌市	011-642-5463	011-613-3795
青森県	東北農政局青森農政事務所	青森市	017-775-2151	017-775-8215
岩手県	〃 岩手農政事務所	盛岡市	019-624-1125	019-624-9170
宮城県	東北農政局	仙台市	022-221-6097	022-217-8432
秋田県	〃 秋田農政事務所	秋田市	018-862-5639	018-862-5340
山形県	〃 山形農政事務所	山形市	023-622-7233	023-622-7249
福島県	〃 福島農政事務所	福島市	024-534-4152	024-533-8293
茨城県	関東農政局茨城農政事務所	水戸市	029-221-2185	029-221-2943
栃木県	〃 栃木農政事務所	宇都宮市	028-633-3313	028-633-4073
群馬県	〃 群馬農政事務所	前橋市	027-221-1184	027-224-6335
埼玉県	関東農政局	さいたま市	048-740-0366 048-740-0364	048-601-0548
千葉県	〃 千葉農政事務所	千葉市	043-224-5611	043-227-7135
東京都	〃 東京農政事務所	千代田区	03-3214-7323	03-3214-7324
神奈川県	〃 神奈川農政事務所	横浜市	045-211-1333	045-211-1330
山梨県	〃 山梨農政事務所	甲府市	055-226-6613	055-226-6642
長野県	〃 長野農政事務所	長野市	026-233-2991	026-235-1657
静岡県	〃 静岡農政事務所	静岡市	054-246-6959	054-246-5001
新潟県	北陸農政局新潟農政事務所	新潟市	025-228-5212	025-223-3987
富山県	〃 富山農政事務所	富山市	076-441-9311	076-441-9327
石川県	北陸農政局	金沢市	076-232-4106	076-261-9523
福井県	〃 福井農政事務所	福井市	0776-36-1791	0776-35-8925
岐阜県	東海農政局岐阜農政事務所	岐阜市	058-271-4045	058-277-3949
愛知県	東海農政局	名古屋市	052-223-4670	052-220-1362
三重県	〃 三重農政事務所	三重県	059-228-3151	059-229-0577
滋賀県	近畿農政局滋賀農政事務所	大津市	077-522-4272	077-526-3062
京都府	近畿農政局	京都市	075-414-9000	075-417-2149
大阪府	〃 大阪農政事務所	大阪市	06-6943-9691	06-6949-6255
兵庫県	〃 兵庫農政事務所	神戸市	078-331-9944	078-331-9965
奈良県	〃 奈良農政事務所	奈良市	0742-23-1283	0742-23-5750
和歌山県	〃 和歌山農政事務所	和歌山市	073-436-3857	073-436-5002
鳥取県	中国四国農政局鳥取農政事務所	鳥取市	0857-22-3131	0857-24-6775
島根県	〃 島根農政事務所	松江市	0852-24-7311	0852-24-7395
岡山県	中国四国農政局	岡山市	086-227-4302	086-224-4530
広島県	〃 広島農政事務所	広島市	082-281-2111	082-285-4956
山口県	〃 山口農政事務所	山口市	083-922-5204	083-932-7581
徳島県	〃 徳島農政事務所	徳島市	088-622-6136	088-655-9136
香川県	〃 香川農政事務所	高松市	087-831-8155	087-831-8171
愛媛県	〃 愛媛農政事務所	松山市	089-932-1379	089-932-1873
高知県	〃 高知農政事務所	高知市	088-875-2155	088-872-7547
福岡県	九州農政局福岡農政事務所	福岡市	092-281-8261	092-281-8268
佐賀県	〃 佐賀農政事務所	佐賀市	0952-23-3132	0952-29-5609
長崎県	〃 長崎農政事務所	長崎市	095-845-7125	095-845-7180
熊本県	九州農政局	熊本市	096-353-7601	096-359-0735
大分県	〃 大分農政事務所	大分市	097-532-6132	097-532-6160
宮崎県	〃 宮崎農政事務所	宮崎市	0985-22-5803	0985-22-3384
鹿児島県	〃 鹿児島農政事務所	鹿児島市	099-222-0121	099-223-7302
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局	那覇市	098-866-1672	098-860-1195